

# 公正採用選考人権啓発推進員制度について

## 1. 制度の目的

日本国憲法に明記される「職業選択の自由」を保障し、すべての人々の就職の機会均等が保障されるためには、企業の皆様方が同和問題をはじめとする人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただく必要があります。

このため、**本制度では**、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員（以下、「推進員」という）」の設置を図り、この推進員に対し研修等を行うことにより適正な採用選考システムの確立を図るとともに、**推進員が中心となって、企業内従業員に対する人権研修の計画・実施等を推進することを目的**としています。

## 2. 制度の内容

厚生労働省では、昭和52年（1977）年度から各事業所に「企業内同和問題研修推進員」を設置し、同和問題の正しい理解・認識の徹底、公正な採用選考システムの確立などを充実させてきました。

この企業内同和問題研修推進員は平成9年（1997）年度から「公正採用選考人権啓発推進員」と名称を替えて、採用選考に関わる同和問題をはじめとしたあらゆる人権問題に取り組むこととなりました。

なお、「地方分権一括法」が施行されたことに伴い、職業安定行政が平成12（2000）年4月1日より国の機関である大阪労働局の所管となり、また「雇用対策法」の改正に伴い各地方自治体は国との連携による雇用施策を推進することとなったため、国・大阪府連携のもと、同日後下記のとおり「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員制度」及び「大阪府公正採用選考人権啓発推進員制度」の両制度により推進しています。

すでに、多数の事業所において「推進員」が設置されており、主体的な取り組みが進められていますが、まだ設置されていない事業所にあっては、早急に設置していただく必要があります。また、すでに設置されている事業所においては、本制度の趣旨を十分御理解の上、**研修会には「推進員」が必ず出席できる**よう御配慮をお願いいたします。

### 3. 推進員制度要綱(抜粋)

大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員	大阪府公正採用選考人権啓発推進員
<p>○選任対象事業所</p> <p>1. 常時使用する従業員数が 25 人以上の事業所</p> <p>2. 「1.」の他、公共職業安定所長が適当と認める事業所</p>	<p>○選任対象事業所</p> <p>1. 常時使用する従業員数が 25 人以上の事業所</p> <p>2. 「1.」の他、知事が適当と認める事業所</p>
<p>○推進員の役割</p> <p>推進員及びその補助者は、同和問題などの社会的事情等により著しく就職が阻害されている者等をはじめ、すべての人々の就職の機会均等を保障するという視点に立って、各種研修会等に積極的に参加するなど自己啓発に努め、次の事項について中心的役割を果たすものとする。</p>	
<p>1. 公正採用選考システムの確立を図ること</p> <p>2. 関係行政機関との連絡に関すること</p> <p>3. その他、当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること</p>	<p>1. 適正な採用選考システム、人事管理体制等の確立を図ること</p> <p>2. 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関すること</p> <p>3. 関係機関との連絡に関すること</p>
<p>○選任基準</p> <p>推進員は、原則として人事担当責任者等、採用選考、その他人事管理に関する事業所規模等から必要なときは、補助者を選任する。</p> <p>事項について相当の権限を有するものから、一事業所につき一名を選任する。</p> <p>(注: 国・大阪府両制度の重複は妨げません)</p> <p>○報告</p> <p>推進員及び補助者を選任(異動)した時は、選任(異動)報告書を管轄の公共職業安定所長に提出してください。(公共職業安定所へ提出していただくことにより大阪府へも提出されます。)</p> <p>○参考</p> <p>大阪府において、公正採用選考人権啓発推進員新任・基礎研修を実施していますので受講してください。</p>	

## ●公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修

大阪府では公正採用選考人権啓発推進員の責務と果たすべき役割を認識していただくため、推進員に係る基礎的な知識を身に付けていただくことを目的とした研修を毎月実施しています。

## ●受講対象者

新しく選任された推進員、及び以前より選任されている推進員で、未だ「公正採用選考人権啓発推進員 新任・基礎研修」を受講されていない方が対象です。（補助者の方などの職員研修としてのご活用も可能です。）

## ●新任・基礎研修の講座内容

- ①推進員の役割
- ②企業と人権1～3
- ③企業とLGBT
- ④企業と同和問題
- ⑤企業と障がい者雇用
- ⑥企業と在日外国人
- ⑦企業と男女機会均等

新任・基礎研修の講座を1年以内に全て受講し、レポートの提出など修了要件を満たされた方には、大阪府知事名で修了証書を交付します。

お問合せ・申し込み先

大阪府商工労働部雇用推進室労政課 労政 労働福祉グループ

〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14エル・おおさか11階

TEL(06)6210-9518 FAX(06)6360-4了51

E-mail: [rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:rosei-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp)